

岡山済生会総合病院・岡山済生会外来センター病院における 新採用者、実習生・研修生受け入れ時の職業感染予防のための指針 (医療関連感染防止に係る抗体検査およびワクチン接種などについて)

1. 目的

全職員の医療関連感染と健康の確保の一環として、患者と接触する可能性のある職員を対象に抗体検査およびワクチン接種を行っている。これらの職業感染予防対策は、職員のみでは医療関連感染を予防することは困難であり、年間を通じて受け入れする実習生・研修生および引率の教諭についても同様の対策が求められる。

これらの対策は、一般社団法人日本環境感染学会「医療関係者のためのワクチンガイドライン（第3版）」に基づいている。

2. 対象者

新規採用者、また直接患者と関わる実習生・研修生および引率の教諭を対象とする。ただし、患者に直接接しない、または病室に入らない（カンファレンスのみ）などの場合は不要とするが、健康観察は必要です。

3. 具体的内容

① 4種類のウイルス抗体検査・ワクチン接種

- 各医療機関にてワクチン接種歴や検査歴の原本を提示のうえ、必要に応じてワクチンの追加接種等を行い、『ワクチン接種及び感染症（抗体保有）検査の証明書』へ記入する。
- 抗体陰性である場合は、実習等の前に該当する其々の疾患に対して2回のワクチン接種を済ませることとする（ワクチン接種後は抗体獲得確認のための検査は不要）
- やむを得ず抗体陰性者が実習等をしなければならないときは、少なくとも実習等の前に該当する1回目のワクチン接種を済ませることとする
- 抗体価が基準値未満の者は、実習等の前に該当するワクチン接種1回を済ませることとする（ワクチン接種後は抗体獲得のための検査は不要）
- ワクチン不反応者およびワクチンに対するアレルギー等の医学的な理由によりワクチン接種できない実習生等については、医師の診断書を提出することにより実習・研修の受け入れを許可することがある
- 4種のウイルス疾患の抗体陰性で、ワクチン接種が完了していない実習生・研修生等は、原則として小児および母性領域や免疫不全のある患者との関わる部署での実習等は認めない

② B型肝炎

- B型肝炎ウイルス（HBV）の抗体価の有無および抗体が陰性の時にはワクチン接種履歴を提出する。

- ・ ワクチンに対するアレルギー等の医学的な理由によりワクチン接種できない実習生等については、**医師の診断書を提出すること**により実習・研修の受け入れを許可することがある

③ 結核

- ・ 胸部レントゲン写真の医師の所見およびクオンティフェロンまたはT-SPOT結果を提示する。
※クオンティフェロンまたはT-SPOTに関して、実習生は検査可能であれば提出。新採用者は必須とする。
- ・ 海外からの研修生、既労働者は3カ月以内の胸部レントゲン写真撮影し、クオンティフェロンまたはT-SPOT結果を提示する。

④ インフルエンザ

- ・ 毎年10月1日～3月末までの間に実習・研修等に従事しようとするときは、インフルエンザのワクチン接種行い、接種履歴を提出する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症

- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の有無を提示する。

⑥ 外国人の受け入れに当たっての特例

- ・ 実習生・研修生等の居住国において上記疾患への対応が困難と判断される時は、受入担当者は事前に病院長と受け入れについて協議をする。
- ・ 基本は母国での証明書の提出をする。

※①・②の抗体の有無の判定は、日本環境感染学会の「医療関係者のためのワクチンガイドライン（第3版）」に従う

4. 提出期限ならびに提出書類の管理について

- ① 医師が証明する『ワクチン接種及び感染症（抗体保有）検査の証明書』を、実習開始4週間前までに提出する（※医師であっても本人による証明は不可）
- ② 提出した書類は、人事課で管理する
- ③ 提出した書類は、実習終了後も保管（実習終了後5年間）する

5. 追記事項

実習中は、健康に留意し、標準予防策を遵守する。

6. 参考文献

- 1) 医療関係者のためのワクチンガイドライン（第3版）
- 2) 長崎大学病院；「受託実習生・研修生受け入れ時職業感染予防のための指針（院内感染防止に係る抗体検査およびワクチン接種について）」
http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/others/jyutaku/jissyuu/pdf/kansen_sisin.pdf
(2019/04/25取得)

7. 職業感染対策-4) 実習生・研修生受け入れ時の職業感染予防

2021/04/16 改訂

2023/06/23 改訂